

令和5年11月13日

各地区手をつなぐ育成会（親の会）
会長様
手をつなぐ育成会事業所協議会
加盟事業所 所長様

一般社団法人 北海道手をつなぐ育成会
会長 佐藤 春光
北海道手をつなぐ育成会事業所協議会
会長 竹田 雄三

「署名」活動にご協力ください

—— 国が放置してきた優生保護法の被害に対し、
最高裁判所に人権の砦として正義・公平の理念にもとづく判決を求めます。 ——

向寒の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本会各種事業へのご理解とご支援、そしてご協力に心より感謝します。

さて、旧優生保護法下で不妊手術を強制されたのは憲法違反だとして、各地の被害者らが国に損害賠償を求めた訴訟のうち、5件の上告審について、最高裁は11月1日、全15人の裁判官によって大法廷で審理することを決めました。今後、統一判断が示される見通しです。

そこで、この時期をとらえ「一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会」としても、関係団体と連携して公正な裁判を求める署名活動を全国規模で展開することとなりました。つきましては、年末のご多用な時期とは存じますが、道内におきましても下記に示す通り、ご協力をお願い致します。

記

- お届けするもの
 - 署名用紙 2枚（10名分）
*足りなければ用紙をコピーしてください。
 - 「旧優生保護法一時金支給法」について（パンフレット）
 - 返信用封筒 *道育成会へ 切手あり
- 返送期日（×切）
 - 第1次×切 令和5年12月15日（金）
 - 第2次×切 令和6年2月29日（木）
- 問い合わせ先
 - 一般社団法人北海道手をつなぐ育成会 事務局：樋口
TEL/011-251-0855 ・FAX/011-251-0804
 - doikusei@air.ocn.ne.jp